

令和5年度 一般・特別会計&企業会計決算を認定

() 前年度比

一般会計

歳入 131億4,406万円 (1.94%減)
歳出 121億3,621万円 (2.10%減)

特別会計

歳入 78億7,692万円 (0.40%減)
歳出 67億9,736万円 (0.12%減)

企業会計

上水道事業 純利益 3,414万円
公共下水道事業 純利益 8,246万円

決算特別委員会への付託議案

るため、事業費の正確な見積りが困難であることや、事業に支障が出ないよう、やや余裕を見た想定により事業費を計上している面もあり、不用額が発生した。

ふるさと納税のポータルサイト運営委託料・中間管理委託料の料率を、総務省が一律に設定することとした場合の町の見解は。

町が支払う経費が現行よりも下がるのであれば、ほかのPR経費等に充てられるので良いかと思うが、その料率が下がることにより、サービスや内容の質等が下がってしまうことが懸念されるので、周辺の自治体の動向を見ながら対応していきたい。

問 ふるさと納税担当2名という職員体制を拡充する考えは。
答 年々煩雑化する各部署の業務内容を見極めながら、新規採用職員の人材確保も含めて検討していく。

問 ふるさと納税におけるクラウドファンディングの内容と実績は。
答 養老サポートワールド事業は寄附数約1100件、約2700万円。養老鉄道活性化事業は寄附件数約300件、約700万円の寄附をいただいた。

問 企業版ふるさと納税推進のために力を入れた点は。
答 令和5年度の実績は10件320万円であり、近隣だけでなく関東地方など範囲を広げてPRした。

問 移住定住推進に関する補助金の実績は。
答

令和6年4月以降に三世帯同居近居を開始した世帯	6件	180万円
令和6年3月以前から三世帯同居近居を開始した世帯	14件	350万円
孫育てサポート補助金	4件	13万5000円
若者定住マイホーム取得支援事業	I・Jターン 1件 30万円 Uターン 5件 125万円	
東京圏からの移住支援事業	1件	100万円
結婚新生活支援事業	5件	167万1千円

一般会計

令和5年度 養老町一般会計歳入歳出決算認定

問 ふるさと納税推進事業にて不用額が多く出ている理由は。

答 事業継続中における補正計上である。

問

結婚新生活支援事業補助金について、短期滞在の外国籍の方にも補助金が支給されることを踏まえて国籍要件の見直しなどは検討されたか。

答

国、県それぞれの制度に基づき事業実施しており、本事業の対象者として外国籍の方を除外せず、平等に対象としている。町独自要件の設定を行うことは内容によっては可能であり、外国籍に限らず短期間で町外に転出してしまふことに対しては、一定年数以上居住する意思があることなどの要件を追加することも考えられるので、近隣市町の動向などを踏まえて調査研究していきたい。

問

結婚新生活支援事業補助金の所得制限により対象外となった事例はあるか。また、所得制限撤廃の考えはあるか。

答

町が相談を受けて、た案件について、所得制限により対象外となった世帯はない。国や県の基準に基づき事業実施しており、所得要件の撤廃や緩和については、国県など可否について確認するとともに近隣市町の実況などを調査研究していく。

要望

この事業は実績もあり人口増に繋がっているため、持続可能な事業として予算化していただきたい。

問

地域支え合い体制づくり事業の不用額が多い理由は。

答

避難行動要支援者名簿登録者のうち、個別避難計画の未作成者に対して計画書の作成を促すため、地区へ作

問

3滝整備事業の進捗状況は。

答

まぐさの滝下流側に県による治山堰堤の整備に伴う工事用道路が建設され、それを遊歩道として活用するため県および地権者と協議している。

問

新食肉基幹市場の建設計画の進捗状況は。

答

県建設促進協議会と歩調を合わせ進めているが、事業主体の決定に至っていない点などの要因から計画より遅れている状況。最終的には計画通り進めたいと考えている。

問

令和5年度にヨロフィスが実施した新たな取り組みは。

答

国の交付金を活用して空き家対策及び新たな観光資源の開発を兼ねた取り組みを行っている。また、指定管理者と歩調を合わせて利用者増進のPRに努めている。

問

養老Payについて、今後のシステム改修やランニングコストの見通しは。

答

今後は、昨年度までの機能の拡充や新しく開発したアプリの利用促進に努めていきたいので、現時点で大きな改修は考えていないが、必要な時は対応する。ランニングコストは年間2000万円から2500万円くらいと試算している。

問

各地区を対象とした除雪機購入補助金の実績は。

答

1件、竜泉寺区において活用された。

問

管理不全空き家に対応する令和5年度の当町の取り組み状況は。

答

管理不全空き家に関する法改正は把握しているが、空き家は所有者の財産であるので所有者において管理していただくものと考えており、管理不全空き家や老朽危険空き家にならないよう所有者へ働きかけを行っていく。

問

小中学生の不登校の現状と課題は。

答

全国的にも増加しており、養老町においても近年増えている状況。不登校児童生徒へのケアとして、教職員の家庭訪問等の働きかけやほほえみ相談員を配置し、児童生徒や保護者への相談に対応している。また、ほほえみ教室を開室し、子ども・保護者と学校への橋渡しを行っている。

